

山口大学オープンアクセスポリシー実施要項

令和 7 年 3 月 11 日 副学長（学術基盤担当） 裁定

山口大学（以下「本学」という。）は、「山口大学オープンアクセスポリシー」（令和 6 年 6 月 4 日学長裁定、以下「ポリシー」という。）によって、学術論文及びその根拠データ等（以下「研究成果」という。）のオープンアクセス化を目指す。

この実施要項は、ポリシーの内容を具体的に説明するものである。

以下囲み内はポリシー本文

（趣旨）

1 山口大学(以下「本学」という。)は、理念である「発見し・はぐくみ・かたちにする知の広場」を基本とし、地域の基幹総合大学であるとともに国際社会を見据えた教育研究機関として、個性的・独創的な研究をはぐくみ、人類の英知と幸福に貢献する知の創造・文化の創生をめざす。その研究が広く文化の創造に寄与すると同時に、社会の期待に応えるものであるとの認識のもとに、その成果を学界に広く認知させることはもとより、知的財産として保護しながら、社会貢献体制の充実を図り広く社会に還元する。

また、本ポリシーは「明日の山口大学ビジョン 2030」の実現に向けて、知識をオープンにし、研究の加速化や新たな知識の創造などを促すオープンサイエンスを推進するため、学術論文及びその根拠データ等(以下「研究成果」という。)を国内外に広く・速やかに発信することを目的としてオープンアクセスに関するポリシーを定める。

（1）オープンサイエンス

オープンサイエンスとは、ICT を活用して科学を変容させることであり、研究データを含めた研究成果をインターネットの上で広く共有する科学の進め方である。

参考情報) 日本学術会議「提言 オープンサイエンスの深化と推進に向けて」(令和 2 年 5 月 28 日)
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t291-1.pdf>

（2）オープンアクセス

オープンアクセスとは、研究成果をインターネットを通じて誰もが無償でアクセスし利用できる状況にすることである。

1) オープンアクセスのメリット

研究成果をオープンアクセスにすることによって、次のような効果が期待される。

- 研究成果の可視性が高まり、論文が引用される可能性が高まる。
- 研究成果を社会に還元し、世界の学術研究活動に貢献できる。

- 研究の透明性が確保できる。

2) オープンアクセスの種類

オープンアクセスは、以下のように、大きく2つに分けて説明されることがある。

ア. グリーン・オープンアクセス

学術雑誌等で公開された研究成果を、機関リポジトリや研究者自身の Web サイトで公開する方法である。

機関リポジトリでの公開に際しては、掲載元の学術雑誌等の規定により「著者最終稿のみ公開可能」（査読のある場合は“査読済み最終稿”）や「雑誌発行から一定期間は公開不可」などの条件が課される場合があるが、原則費用負担はない。

イ. ゴールド・オープンアクセス

オープンアクセスジャーナル等に、著者が論文処理費用（APC:Article Processing Charge）を支払うことで、研究成果を公開する方法である。

著者にとって費用負担が必要だが、出版後即時に誰もが無償で当該論文が利用できるようになる。

(3) 根拠データ

根拠データとは、統合イノベーション戦略推進会議決定「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、研究データのうち掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められるデータのことをいう。

なお、基本方針において即時オープンアクセスの対象となるのは査読付き学術論文であるが、本ポリシーでは、査読のない学術論文も対象となる。

参考情報) 統合イノベーション戦略推進会議決定「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（令和6年2月16日）

(1) 公的資金による学術論文等の即時オープンアクセスの実施

- (中略)
- 即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する研究者（以下「研究者」という。）の研究成果を山口大学学術機関リポジトリ（以下「YUNOCA」という）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(1) 本学における研究成果の公開

本学在籍の研究者（以下「研究者」という。）の研究成果を山口大学学術機関リポジトリ（以下「YUNOCA」という。）に登録することにより、グリーン・オープンアクセスを目指す。

研究者の研究成果を YUNOCA によって、可能な限り、誰もが障壁なくアクセスできるよう公開する。なお、学外研究者との共同研究成果も本ポリシーの対象となる。

また、外部で運営されているリポジトリへの登録（グリーン・オープンアクセス）や、APC を支払うことでオープンアクセス論文として出版されている（ゴールド・オープンアクセス）など、すでにオープンアクセスを実現している研究成果についても、本学として責任をもって研究成果を保存・継承していくという観点から、YUNOCA で公開することを推奨する。

(2) 研究者

研究者とは、本学の常勤の役員・教職員で、研究活動を行う全ての者をいう。

(3) 著作権

研究成果を YUNOCA へ登録することによって、著作権が本学に移転することはない。

(適用の例外)

3 前項にかかわらず、著作権等のやむを得ない理由により、公開が不適切であると判断した場合、本学は、当該研究成果を公開しない。

(1) 研究者が理由を付して非公開を申請する場合

研究者が理由を付して非公開を申請する場合、図書館において当該研究成果の公開の可否を判断する。判断結果は、当該研究者に通知する。

ただし、研究成果の著作権を出版社等に譲渡しており、著作権法上、著者最終稿を含むあらゆる版が YUNOCA で公開できないことを図書館において確認した場合は、申請を不要とする。

<想定される理由（例）>

- ・ 研究成果が個人情報やプライバシーに関する内容を含む場合
- ・ 本学以外の共著者の同意が得られない場合
- ・ 校正によって著者最終稿と出版社版の内容が異なる場合
- ・ その他：（特別な理由を記述）

(2) 公開が適切でないと判断される場合

1) 不正行為

捏造・改ざん・盗用・剽窃等、研究活動における不正行為があった場合、本学の決定に

従い、公開しない。

2) その他

非公開にすべきかどうか検討が必要となった場合、当該研究成果の公開の可否をオープンアクセス推進部署において判断する。

参考情報) オープンアクセス推進部署

本学において、今後のオープンアクセスの社会的な状況を見据えながら、オープンサイエンスに向けた取り組みの推進体制を整備する学術情報基盤プラットフォーム構築WG(令和6年10月30日設置)が担当する。(令和8年度以降は、オープンアクセス推進本部を設置予定)

(適用の不遡及)

- 4 本ポリシー施行以前に出版された研究成果や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

ポリシーは、裁定された日(令和6年6月4日)以降に公表された研究成果に適用する。

(YUNOCA への登録)

- 5 研究者は、機関リポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版をすみやかに本学に提供する。YUNOCA への登録に関する事項は、「山口大学学術機関リポジトリ(YUNOCA)に関する要項」に基づき取り扱う。

(1) YUNOCA への登録の流れ

研究者は、掲載誌に研究成果の公表が決まった段階(学術論文においてはアクセプトされた段階)で YUNOCA の登録申請フォームから申請を行う。

図書館は、申請内容を確認後、YUNOCA での公開処理を行う。

出版社のポリシーにより公開禁止期間(エンバーゴ)が定められている場合には、YUNOCA の公開制限機能を用いて公開を保留し、適切な時期に図書館で公開を行う。

(2) 機関リポジトリへの登録が許諾される適切な版

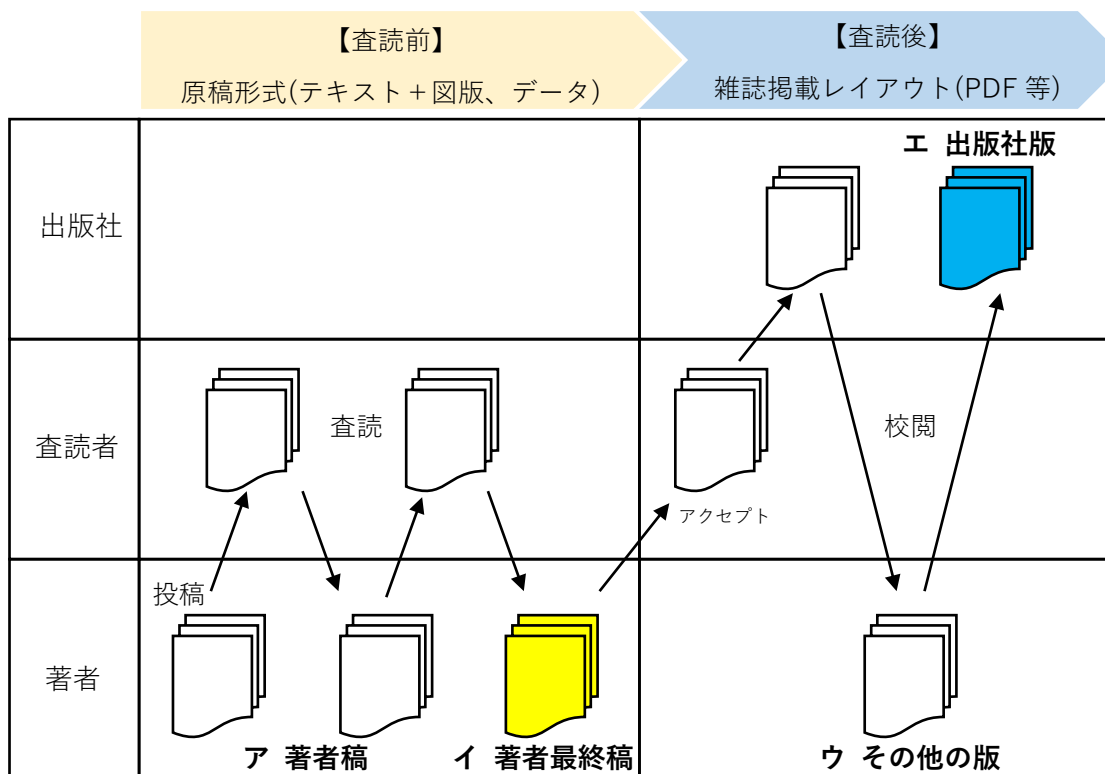
機関リポジトリへの登録が許諾される版は、掲載誌によって異なる。

研究者は、出版社の投稿規定や著作権規定、著作権譲渡書などの記載を確認の上、適切な版を提供する。ただし、機関リポジトリへ登録する適切な版が不明な場合は、原則著者最終稿を提供する。

参考情報) 原稿及び版のバージョンについて

査読のある学術雑誌掲載論文の場合、論文は初稿の提出から出版までの各段階で、いくつかのバージョンがある。

投稿論文の出版までの流れ



ア 著者稿 (投稿版、プレプリント)

出版社に提出した査読前の原稿のこと

イ 著者最終稿 (出版社受理版、ポストプリント)

査読後、学術雑誌等へアクセプトされる直前に著者が提出した原稿のことで、出版社によるレイアウト調整等の手が加えられていない原稿のこと

ウ その他の版 (アクセプト後に校閲の入った出版前の版)

著者最終稿からさらに文章表現の修正等を行う場合があり、著者最終稿の提供が適切でないことも考えられる。このような場合、研究者は専門分野等の事情に応じて、機関リポジトリ登録が許諾される適切な版を提供することとする。

エ 出版社版 (VoR:Version of Record)

アクセプト後、出版社によるレイアウト等の調整がなされ、雑誌に掲載された論文のこと

(研究成果発信のための支援)

6 本学は、研究成果発信のための環境を整備する。

本学は、研究者が研究成果を発信するために、YUNOCA の管理機能強化、連携システム開発、構築等様々な形で環境を整備する。

(その他)

7 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

今後国の指針等により新たな方向性が示された場合や学内関連部署や出版社等と調整が必要な場合は、関係者間で協議する。

【本実施要項についての問い合わせ】

山口大学学術基盤部学術基盤推進課企画連携係

メールアドレス：yunoca@yamaguchi-u.ac.jp

附 則

この実施要項は、令和7年4月1日から施行する。